

韓国ベビーブーム世代女性の離婚

金 芝 姫

I. はじめに「個人主義」・「平等主義」に対する疑問

1990年代前半までの家族研究で、韓国は「家族中心主義」・「保守的性役割重視」であるとされた。たとえば、離婚率がまだ高くなかった時期である1990年代前半に、キムヘリヨン(召혜련)は「離婚しない理由」について4年間にわたって、当時30歳代女性(ベビーブーム世代にあたる)を参加観察・面接調査した。その結果、「家族中心主義・保守的性役割重視の性向が強く、そのために関係の破綻、または解体がなされていても結婚を維持する(離婚しない)(召[1995: 67])」とした。その後、1997年12月に始まった通貨危機と時期を同じくして離婚が急増すると、「実は韓国も個人主義化していた」と韓国女性全体

に対する解釈が一転する。しかし、ある世代に注目すれば、「家族中心主義」から解釈を一転させることの問題性に気づく。

韓国で1955年から63年の間に生まれた、ベビーブーム世代(以下BB)女性に注目すれば、まず、加齢に伴って離婚率が上昇する現象が見えてくる。平均23歳で結婚し、皆婚を成しているにも関わらず⁽¹⁾、20、30歳代には低い離婚率を見せ、「離婚できない妻たち」とされた。20歳代に離婚しなかった世代が、30歳代に若干離婚が増加した後、40歳代になって通貨危機の時(2000年前後)に離婚が大幅に増加、生涯でもっとも高い離婚率を見せた(表1参照—太字の部分がBBの離婚率)。

20、30歳代に離婚せず40歳代になって、(経

表1、年齢別有配偶女性の離婚率（単位：各年の離婚件数÷有配偶女性人口×1000）

年度 年齢	1980	1990	1995	2000	2003	2005 (1980年の 同年齢比)
20-24	5.7	12.5	15.5	32.2	37.1	46.6 (8.2倍増)
25-29	5.3	8.0	10.4	16.9	18.1	21.6 (4.0倍増)
30-34	4.9	6.7	9.7	14.9	16.8	17.1 (3.5倍増)
35-39	3.4	5.0	8.2	14.3	16.4	15.5 (4.6倍増)
40-44	2.1	3.2	5.6	11.9	14.1	13.3 (6.3倍増)
45-49	1.1	2.0	3.4	7.6	9.9	9.5 (8.6倍増)
50-54	0.7	1.0	2.0	4.5	6.4	5.9 (8.4倍増)

資料：2003年までは韓国統計局(통계청) [2005: 25]；2005年は韓国統計局サイト(<http://www.kosis.kr/>)から筆者作成(有配偶女性人口は「人口総調査-性別/婚姻状態/年齢-2005年」、離婚件数は「人口動向調査-年齢別離婚-2005年」)、2010年8月30日DL。

済危機をきっかけに)離婚率を急上昇させた場合に、それは必ずしも個人主義や平等主義が原因ではない。言い換えれば、「近代化によって結婚の段階からすでに、離婚しやすくなっていたこと」の証拠とされる性向、すなわち個人・平等重視がこの世代に存在していたことを意味しないのである。世代別の離婚率変化を視野に入れることなく、また具体的な事例研究が乏しいなか、離婚しただけで実は個人主義だったと解釈を一転させていた。

一方では、まだ家族中心主義的であるとの指摘もあった。韓国社会文化研究院(한국사회문화연구원)[1999]は家族の危機説・家族崩壊論に疑問を呈し、具体的な事例分析が乏しい中で 急な結論であるとする。そして家族単位で経済危機を乗り越えようとする側面を強調した。ただし、この研究で証拠として示された「家族中心的危機克服行動」において離婚は含まれていない。「離婚の急増までが、家族の崩壊ではなく家族中心主義の一環である」ことを示すことができなければ、それまでの「離婚=家族の崩壊」という図式に反論したことにならないのではないか。すなわち1990年代後半以後、OECD加盟国中2、3位という高い離婚率の前で、韓国にまだ家族中心主義が根強いという主張は、説得力をもたなくなってしまう。

離婚率がまだ高くなかった時期の「家族中心

主義であるために、関係破綻・解体があっても離婚しない」との分析と、その後、離婚率が高くなってから「それでも家族中心主義である」と強調する研究で見られた「離婚の除外」との分析とから確認できたことは、「離婚すること」と「家族中心主義」が相容れない関係であるとの思考法、すなわち「離婚しない家族中心主義」か「離婚する個人主義」に二分した離婚観である。それが反映された形で「家族中心主義者の離婚」は説明されることがなかった。

その二分法、すなわち「家族主義者は離婚しない」を保たせる背景をさらに探ると、以前の分析でも述べられた「関係破綻・解体があっても」家族中心主義なら離婚しないだろうからといった見方である。では、別の理由があればどうだろうか。つまり関係破綻や解体が原因であると解釈してきた離婚をしたのではなく、この世代は異なる理由、たとえば家族主義者らしい理由で離婚したのではないだろうか。離婚と家族中心主義が相容ないとする離婚観、そしてそれを支えてきた「離婚理由(破綻・解体)」を超えた所に、それまでの離婚とは異なる、家族主義者の離婚が存在していたのであり、通貨危機がその離婚を促す状況を作り出したのではないだろうか。離婚率上で1998年は、通貨危機離婚の元年とも言える。表2は、韓国BB女性の離婚が一年ごとの国家経済に、どれほど敏感

表2、1956-60年出生女性の年度別「離婚件数」変化（単位：件）

離婚年度	年齢 (数え年)	1960年 出生者	1959年 出生者	1958年 出生者	1957年 出生者	1956年 出生者	1955年 出生者
1996年	37-42歳	3,651	3,374	3,020	2,724	2,491	1,829
1997年	38-43歳	4,101	3,716	3,283	2,989	2,617	1,974
1998年	39-44歳	5,031	4,497	4,097	3,555	3,363	2,501
1999年	40-45歳	4,757	4,362	3,918	3,450	3,047	2,243
2000年	41-46歳	4,574	4,198	3,575	3,131	2,797	2,116

資料：韓国統計局サイト (<http://www.kosis.kr/>) 「年齢別離婚」各年、2010年8月30日DL。

に反応するものだったかを示している。

二つ目の疑問に、離婚の高齢化がある。40歳代になって急に上昇したBB女性の離婚率も2004年から減少に転じたが、離婚の高齢化は進む一方であり、2008年全体離婚件数の23%が結婚期間20年以上である。(図1参照)

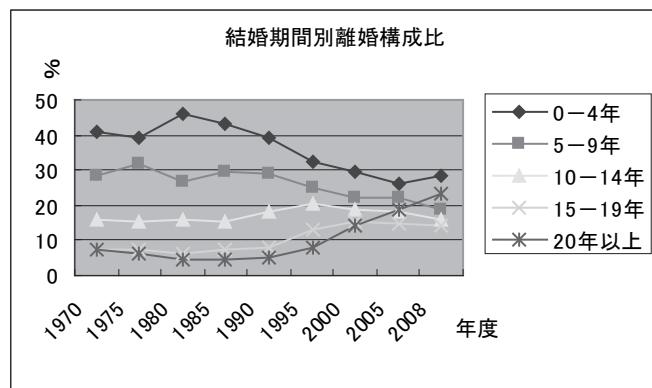
ベビーブーマーという規模の大きい人口集団の加齢が、中高年離婚の比率を上昇させた一因ではあったが、中高年離婚に注目する必要性を搖るがるものではない。さらに、表1の有配偶女性の離婚率から確認できるように、BBはこれまでの世代と比べて中年になって離婚する可能性が高い。25年前である1980年に45-49歳だった女性の離婚率は1.1だったが、2005年にBBが同じ年齢になると9.5になり、8.6倍も高くなつた。2005年どの年齢層と比べてもBBによる45-49歳の上昇率がもっとも高い(表1参照)。では、その年齢になって離婚をしているのはなぜか。通貨危機以後なにもないところで、これまでと同じ問題を抱えていながら、なぜいまさら若い時にもしなかつた離婚をしているのか。

若年の離婚に関しては、個人・平等主義が離婚に影響しているとの意見に筆者は基本的に同意している。ただし、従来の離婚研究に「世代

差」という視点が欠けていたことによって、若年を対象にする研究は「韓国は個人主義化していた」と解釈し、中高年層を視野に入れる研究は「家族中心主義であることに間違いない」と、世代差の問題が韓国全体に対する解釈の争いになっていたのである。したがって「世代別に異なりうる」といった思考の下、BB女性に焦点を当て、それまでの破綻・解体とは異なる、「離婚する理由」を突き止めること、次に離婚の原因となった事件が起った時点から、「かなり遅れて離婚する訳」を探すことが、本論の課題となる。IIでは「BB女性特有の離婚する時・理由」を特定し、IIIでは、離婚におけるこのような世代的特徴が、通貨危機という状況と遭遇した結果、離婚が急増する様子を示している。IVでは、通貨危機以後の高齢離婚が現れる背景には、遅れた離婚を可能にする「子供の介入」があったことを示している。

またインターネットサイトに書き込まれたものを、BBと若年に分けて比較・分析する方法を取る。インターイーネット調査における学歴、階層、地域、そして数という壁のために、常に代表性が問題になってきたことを簡単に乗り越えられることがインターネットの長所である。多様な

図1



資料：2000年までは韓国統計局(통계청)[2005: 27]；2005年と2008年は韓国統計局サイト(<http://www.kosis.kr/>)「結婚期間別離婚」各年、2010年8月30日DL。

場面と広い対象を視野に入れられるという強みを持ち、世代間に「離婚する時・理由」をめぐる論争が起こる場面を目撃することも可能である。

2000年、韓国人の二人に一人(48.9%)がインターネットを使用していた。40歳代(1950年代生まれ)になると33.5%に下がるが、年齢が若くなるほど使用率が高く、本論で若年とする1970年代前半出生者の場合には63.0%が使用していた。BBの子供である10歳代は100%に達していた。(통계청[2000])

本論は『10in10』(<http://cafe.daum.net/10in10>)と『韓国家庭法律相談所(한국가정법률상담소)』(<http://lawhome.or.kr/law1/sub04/list1.asp>)という公式サイトを分析の対象にした。2000年前後から会員登録すれば、誰もが書き込み可能なサイトが急増している。『10in10』は2001年6月に開設され、2009年3月19日の時点で会員数が621,077人に達していた。「夫婦の暮らし」欄には一日に150個を超える書き込みが掲載され、共感する内容についてはコメントが多く寄せられるが、特に結婚・離婚相談の内容に多く、数十個から多くは100個を超えるコメントが寄せられている。「離婚」で検索し、2001-2009年の間に「夫婦の暮らし」欄に掲載されたものを分析の対象にした。『家庭法律相談所』は家族関係について幅広い相談を行っており、訪問・電話相談、そして2000年からはインターネット相談を始めた。一日に平均7-8個のサイバー相談が寄せられるが、離婚関係の法律について気軽に問い合わせができるために、いろんな年齢層から相談が寄せられている。『10in10』は30歳代と40歳代前半の既婚女性の会員が8割を占めるとされている事に対して、『家庭法律相談所』には中高年、そして中高年の子供によって家族関係や離婚についての相談が多く寄せられている。そのために、他では入手が極めて困難とされる中高年の家庭が抱える問題、そして実

際に離婚が決められる状況をうかがうことができた。

世代区分においては、「BB」として主に1950年代後半に出生した女性だけを対象にしたが、広くはベビーブーマーであることに間違いのない、1954年出生者、そして1960年から1963年出生者も含まれている。そして若年は1970年代前半の出生者を主に取り上げたために、1960年代出生者は分析対象とされていないことになる。

II. ベビーブーム世代女性の離婚する時・理由

II. 1. 「離婚する理由」をめぐる世代間論争

2009年6月に、「夫の浮気が100%確実であることが分かりました。離婚予定ですが、みなさんなら離婚しますか⁽²⁾」というタイトルの書き込みが掲載され、計104個のコメント(約90人からの投票)が寄せられた。コメントは若年による「財産を没収し、殴るなど痛い目に会わせて離婚する」が圧倒的に多く、中年による「絶対離婚しないで復讐する」で世代間で別れた。その他わずかな人数ではあるが、「分からぬ」・「憎み合うことなくクールな離婚をする」も見られた。意見が分かれただけではなく、コメントターの間で数回にわたって意見のやりとりが行われている。次は、中年によるコメントである。

離婚しても損するのは妻と子供だけでしょう。悪い事をしたのは夫です。相手の女性には一生をめかけとして生きる罰を与えるべきです。そんな風に一生復讐をします。

BBのコメントに頻繁に登場する内容として「離婚せず、復讐しなさい」がある。「めかけとして生きる」ことが罰を受けた生き方であり、また離婚しない側にとっては、復讐をすることになると認識されていることは、その世代の結

婚觀が反映されたものである。また認識や考えに止まらず、実践が可能だった。韓国では重大な過失を犯していない側に離婚意志がない場合に、過失を犯した側の離婚訴訟(たとえば、夫が愛人と再婚する目的で離婚訴訟を起こした場合)は棄却される。そのために、「絶対離婚せず」といった態度が成り立つのである。一方で、それが現実的に可能であっても、若年には共感を得ることができず、常に疑問や反対の意見が多く寄せられた。

KGのコメント：離婚しないで報復をすると
いう話を聞きますが、結局
は自分の人生をだめにする
だけなのではないでしょうか。

MNのコメント：復讐するつもりでいても、
夫を見る度に疑う気持ちと
憤怒が蘇り、一生自分自身
を拷問して過ごすことにな
ります。

ATのコメント：慰謝料など経済的な計算を
ちゃんとして離婚し、その
後私が幸せになることが最
大の報復だと思います。

不倫する側を罰するつもりでいても、それによ
つて結局自分も不愉快な思いをし続けること
になること、それだけではなく、離婚して得ら
れるチャンスまで逃すことになるために、離婚
は妻自身のためにもすべきであるとのことである。
若年の離婚支持には、結婚以外で得られる
チャンスや幸せなど、より愉快な人生が想定さ
れていたことをうかがい知ることができる。

反対意見が多いことを気にした中年コメン
テーターは、もう一度次のように「離婚しては
いけない理由」を書いた。それは、女性は40歳
を過ぎると「再婚が難しい」からだった。離婚

して女性だけが損する理由は、女性だけが家族
を失うことになるからであると、すなわち「夫
をもつか、もたないか」が損得判断の唯一の基
準になっていた。結婚の外で二人ともに得をす
るという結果が想像されていない。離婚に反対
する中年のコメンテーターがもう一人おり、そ
の論理は同じである。離婚後の生きる道につい
ても結婚(再婚)しか想像できていなかった。

人間はみんな、いいところと悪いところを
同時にもっているので…最初はいいけど、
その内悪いところがたくさん見えてくるの
はみんな同じだと思います。再婚しても変
わることはなにもない。

BB女性と若年の間で見られる、結婚・離婚
をめぐる態度の違いをうかがわせる論争であつた。
前の世代にとって、結婚は生きる上で通る
べき唯一の道とされており、幸福は訪れてくれ
れば幸いという二次的な意味しか付与されてい
なかつたのである。それに対して若年にとつ
て、離婚は必ずしも再婚と結び付けられておら
ず、「男性に懲りたために、しばらく異性と話
もできない」など再婚を拒否する記述も少なから
ず見られる。また、結婚の外で幸福が想像で
きるために、離婚後「幸せになることが最大の
報復だと思います」と幸せ優先の離婚を支持し
た。若年には、不幸な結婚を維持することが他
からの幸福のチャンスを犠牲にする二重被害と
思われていたのであり、そこからは、結婚だけ
が人生のすべてではなく、幸福を追い求めて結
婚を諦める価値観や態度をうかがうことができ
た。

Lukesによれば、個人主義と言えるための
要件として、「自らの行動の決定要因を意識し
ていること」、そして「批判的な熟慮」が必要
であるとし、そのためには「いろんな選択肢」
がなければならないとする(Lukes[1973]=1981:

188-189])。彼に従えば、離婚を予測させる「個人主義」が形成される条件に恵まれていたのかを知るために、「結婚を含む進路の選択過程」を知る事は重要である。紙面の制約のために、進路が選択される過程まで示すことはできない。それについては、金[2009]を参考にしていただきたい。少なくとも上記の論争を通してうかがうことができたことは、中年自身にとって結婚以外の進路は想定されていなかったこと、すなわち個人主義の要件である「いろんな選択肢」とは程遠い人生だったことである。以下は、結婚に限られた人生観をBBにもたせ、一方では若年にいろんな選択肢を与えて顕著な世代差を生み出したもの、すなわち韓国の凝縮された近代化過程について手短く説明することにする。

1953年に停戦し、南北が分断されると近代的設備をほとんどもたない南朝鮮、すなわち韓国は前近代的状況からすべてを始めなければならなかった。1960年代前半までの間、すなわちBBが生まれている間にも、全国民の4割が絶対的貧困にあえいでいたのであり、幼児死亡率も高かった。その中でも平均6人の兄弟をもつBBが生まれる「多産多死社会」だった。1960年代からは「輸出型工業化」、そして「出産抑制政策」に力が入れられ、急激な変化がもたらされた。都市化が進むが、ソウル一極中心に行われたために、田舎で生まれたBB女性は10歳代(1970年代)には出稼ぎに上京を行う。平均学歴は中学校卒業で終わっており⁽³⁾、田舎の貧困に押され、都市の雇用機会に引っ張られて上京を行ったのである。BB女性は10歳代に韓国の初期工業化を担った(한국여성개발원[1994: 丑4-1-9])。また結婚していくBBの間で専業主婦化が見られるが、皆婚・専業主婦化を後押しした時代的背景とは、彼女たちの家庭内外における低い地位、そしてそれによって結婚以外に「選択の余地がないこと」だった。

男女の学歴が3年開いており、男子兄弟と親

の生計・学費稼ぎのために、娘が犠牲にされることが当たり前のように思われた時代もある。生産職にブルーカラーとして就職すること、または前近代的住み込み家政婦になることが女性のほぼ唯一の就職先であり、むしろ高学歴女性に就職のチャンスが与えられなかつた。無職のまま結婚することが中間層・富裕層のステータスでもあった時代である。徹夜作業や残業など労働条件・環境に対する法律が整備されず、「結婚退職制度」が存在していた。24歳には結婚することが期待され、再就職が難しかつたのである。子供時代には、一日に三食を吃べることもままならず、10歳代になって就職することによって親兄弟の生計に役立ち、結婚後も義理の親兄弟、夫、そして子供が人生のすべてを占める。独身時代には実家の家族に尽くし、結婚すれば嫁、妻、母として家族の役に立つことでしか生きがいを持つ機会が与えられなかつた。

家族法改正が行われ、1990年からは離婚の際に女性にも財産や子供に対する権利が与えられるようになるが、結婚までの間、そして結婚してしばらくの間は結婚以外で生きていけそうな道が見つからず、ごくわずかにチャンスが見えてきたとしても、他のことでことごとく阻まれる経験をした。金銭的な生計手段だけではなく、すべての人間関係・情緒的な支えも結婚を通して得る以外に道がなかつたのである。そこから学んだこととは、生きる意味やアイデンティティーを家族・結婚の中にだけ求めることがあり、結果的に夫をもたない人生を想像することが困難で、その分奪われそうになれば、激しく動搖して復讐したくなる。離婚して損する側は自分だけであると、結婚を維持しながら「正妻」の座を守り続け、不倫相手をめかけとして生きさせることで復讐をするのであった。

生きる上でもっとも大事なこととは時代・ジェンダーを反映した「家族」であり、生きるためにの家族・結婚だった。家族のためのことと

は、自分のためのことと同じ意味で使われるほどである。「家族を守る」ことが「自分を守ることでもあり、そこから幸福が得られなくても、選択の余地がない。「個人・平等重視が招く離婚」と言えるためには、もっといろんな人生の舞台が想像できなければならず、熟考して選択するための環境が整っていなければならなかつた。

一方で1980年代には、国家経済の好景気(3低現象—ドル価値、オイル価格、そして金利における低下現象)で家庭経済が潤っていき、次の世代の高校進学が進む。そして10歳代の低賃金労働力はその姿を消した。ここには1960年代半ばから本格的に行われた「出産抑制政策」で出生率が急降下し、その結果、家庭内で子供の地位が上昇したことが関係している。また、若年女性が10歳代後半である1988年には、「結婚退職制度の廃止」、「労働条件や環境に関する法律の整備」、そして1990年頃からの「サービス産業化(ホワイトカラー化)」によって女性の就業に対する見方が好転する。BBの時代には賃金労働を経験せず、結婚していくことが高い階層のステータスだったが、1990年代になると若年女性の間で就職の経験をもたないことが劣等意識をもたせるという劇的な変化が起つた。また1989年は民主政権に変わり、海外旅行、留学、移民の急増が見られる。結婚とは無関係なことであっても、女性にも多くの経験を積むことが憧れの対象になつたのである。

家庭内外における激しい変化は、いろんな進路について想像や選択を可能にしたのであり、結婚以外で自己実現の可能性を見つけようとする世代が生まれた。若年女性の晩婚化・未婚化、そして低い出産率が話題になって久しく、この世代が時には個人の幸福を重視して家族を諦め(離婚し)、自己実現をする姿があつても驚くことはない。個人主義人間になるための条件に、若年女性が恵まれていたことを否定できないの

である(金[2009])。

では、若年とわずか十数年の違いではあれ、生まれ育った家庭内外の時代的背景を反映して結婚維持を主張するBBは、どんな時に離婚ができるのか。次節では「BBの離婚する時・理由」を特定するが、タイトル通り、本論は女性の離婚する時・理由についてである。女性の立場から、女性の目に映つた状況であることをことわっておく。資料の性格上、妻自身、または母を弁護する子供たちによつてしか「離婚理由」については知ることができず、夫側の経験や言い分が考慮されていない。

II. 2. 「生存」のための離婚

家族を失う(=離婚する)とは自分を失うことでもある世代、また、そのために、離婚には「死」のような漠然とした恐怖をもつともされた世代が、離婚する時は来るだろうか。

BB女性は、結婚を維持することによって逆に家族、そして自分自身まで失いそうな時がくれば、それを防ぐための離婚に踏み切つた。離婚するもしないもそれを決める基準は同じく、「生存であり家族を失わないこと」だったのである。次はBB自身によって書かれた離婚相談であり、それがよく表れている。

夫婦ともに40代前半です。…義理の親の強要で5歳違いの息子を出産…。夫は結婚して間もない頃から、頻繁に暴力をふるい、子供たちにも…。子供たちも離婚に反対しないはず…。浮気をして、相手の女性と駆け落ちする直前に私が止めたこともあります。…私は6年前から、ネット販売を始めました。弁護士聞くと、現在の家(3億ウォン)を売り、半分に分けて離婚すればよく、養育費を夫から月に100万ずつもらえるそうです。私の収入もあるので、…夫の声を聞くだけで鳥肌がたち…癌の手術も

受けました。明るい性格だったのに、結婚後ストレスをためてきたせいで、癌になったのだと思います。…うつ病の症状も現われ、数日前は料理をする途中で、包丁で夫の写真を刺しました。もう子供たちと安全に暮らしたいです⁽⁴⁾。

彼女が離婚を決められる内的(不和)理由は、癌や鬱という命と深く関わる病気、そしてそれによる家族の解体である。癌はストレスによって発病すると思われており、闘病後もストレスが続ければ再発の可能性が高くなるといわれる。「結婚後ストレスをためてきたせいで、癌になったのだと思」ったことがきっかけで、生存のために離婚がやむをえないと決められた。もちろん、これまでにはいろんな事件が起こってきたが、離婚を決めることのできた決定的な理由は、「生命への危機意識」であり、発病していないなければ離婚したかは不明確である。

また離婚しても状況が変わらないのであれば、自暴自棄の離婚であって生存のための離婚と言えないが、離婚しないよりは生存につながった。1990年の家族法改正によって、離婚の際に財産の名義が夫であっても、専業主婦だった女性にも財産を分け与えるようになり、子供の養育権も与えられやすくなったことは、BB女性にとっては死の脅威から救われることを意味したのである。また家族が解体する危機を迫られた場合に利用されることを意味した。結婚して16年目の年に、半分に分けても住居を確保できるほど財産が集まっていたこと、そして法律的にも

分けてもらえるようになってきたために、癌や鬱で「死」への恐怖を覚えている彼女にとって、離婚は確かな生存、そして家族(母子)の解体防止につながるのである。

比較的安定した住居まで含めると、40歳代母子家庭の6割が安定的住居の範囲にいた。資料によって若干のばらつきが見られるものの、20歳代・30歳代より40、50歳代になると母子家庭の住居は安定的になる(表3参照)。

本論では、以下のような特徴をもつBB女性の離婚を「生存型」と名づける。その理由は、最低限の住居や生計、生命の危機から、離婚することで生存を図っていたことを表すためである。

より具体的には、まず「住居」の危機とは浪費や事業、株、ギャンブルによって巨額の損失を受け続け、その費用を妻子に頼ってくることや、借金返済のために(最低限の)住居まで差し押さえられそうな場合である。また、配偶者の不倫では離婚を考えないが、配偶者が住居を含むすべての財産まで不倫相手との暮らしにまわす危険性がある場合である。

二つ目に「生計」の危機とは、扶養を放棄されたことだけでは離婚しないが、妻の生計のための経済活動に支障が来された場合である。たとえば、妻の帰宅が遅いこと、または家事がおろそかになることに夫が腹を立てて、暴力を振るい暴言を吐く状況、または職場で浮気をするのだと根拠もなく疑われ、厳しい束縛を受けるために、職場を転々とせねばならない状況などである。

表3、40代母子家庭の住居形態

所有	チョンセ： 比較的安定的な借家 ⁽⁵⁾	借家： 不安定な借家	無料	計
31.4%	26.3%	38.3%	4.1%	100.0% (120,459名)

資料：ピョンファスンほか(변화순회)[2007: 34-豆10]。

三つ目に「生命」の危機とは、暴力や暴言、酒乱だけでは離婚せず、生命に関わる事件が起こったことがきっかけで離婚を決めることがある。少なくない中年の離婚相談に鬱などによる自殺未遂の経験、ストレスが原因と思われる癌の発病、または救急室に運ばれるほどの重度の暴力が行われ、身体に障害をもつケースが見られる。

本論は以上のような特徴をもつBBの「生存型」離婚を、離婚の「時期」で二つに分類して考察する。生存に関わる事件が起って「すぐ」離婚が決められ、離婚の決定的原因を特定することが可能な「切羽詰った脱出」が一つ目である。切羽詰った脱出は、決定的離婚理由とそれまでの不和理由が異なっていた。それまでの不和が積み重なって、決定的な離婚原因となる事件が起るとも考えることができるが、しかし起るとも限らず、無関係な場合もある。それまで深刻な事件は特になかったが、最近起った事件ではじめて生存が脅かされて離婚するケース、または上記事例のような、積み重なった不満があっても癌や鬱の発病がなければ離婚が決められたとは限らないケースである。彼女の配偶者は不倫と暴力で常に妻子を怯えさせてきたが、妻は姑の要求に応じて三人目の子供まで出産したのだから、決定的事件に大きく左右されていたのである。そのために、「最近起った明確かつ決定的な事件」を理由としてもつ離婚を、「切羽詰った脱出」離婚に分類した。生存に関わるある事件をきっかけに、きっぱりと決められる「切羽詰った脱出」に対して、二つ目の「積み重ねによる脱出」は生存に関わる最初の事件が発生してから、長い歳月を経て離婚することである。そのために決定的理由が不明瞭である。次の事例がその典型であり、23歳の男性が55歳の母の離婚を手伝うために、法律情報を集めようと寄せた内容である。

…私が小さい時から両親は仲が悪かったのですが、…母は…もう限界が来たらしく…。私は驚き、父に変わるように説得を…。父は一度もまともな職業に就いたことがなく、数え切れないくらい相手を変えながら、不倫を繰り返して借金を作り…。離婚の話が出てからも、父は…相変わらず威圧的ですぐ手を上げそうになり…。母はもう仲直りなど無理だと、父がいまさら努力をしても遅すぎると…⁽⁶⁾

離婚を決定づけた理由が見当たらない。いまさらなぜと言わせるくらいに、それまで幾度となくひどい暴力を経験し、生計を脅かすほどの借金に苦しめられながらも、数十年を我慢してきた。夫や周りの人にそもそも我慢強い人であると思われていたために、急な決断であると不思議に思われる。このような「積み重ねによる脱出」は離婚が遅れたことによる合併症的事件が相次いで生じ、離婚原因を特定できないほど、無数の深刻な事件が過去に起こっていた。すでに住居を失っていたケースも少なくないが、最近のことではないために、離婚を決めた時・理由について「なぜ今なのか」、また「なぜ離婚を決められたのか」と疑問に思われやすい。通貨危機が直接影響した2000年前後に焦点を当たれば、「切羽詰った脱出」離婚を理解することが断然重要であるが(IIIでこの「世代」が「経済危機」と遭遇したことによる離婚急増を取り上げる)、その後にも続いている高齢離婚を説明するためには、事件発生と離婚の時期がずれている離婚、すなわち「積み重ねによる脱出」というタイプを設定する必要があった。

BB女性の縦断的離婚率を追っていくと、「高齢離婚」をしていることが分かり、具体的な事例を分析していくと過去に「破綻・解体では離婚できない」とされた世代が、「生存」に関わる理由なら「切羽詰って」、または「遅れても」

離婚することが見えてきた。ここで遅れた離婚、すなわち「積み重ねによる脱出」に関してさらに一つ疑問が起る。周囲が疑問に思う理由は遅すぎるからでもあるが、ではなぜ、それまでにしなかった離婚がよりによって50歳前後になって(可能)なのかである。これにはもう一つの要因、すなわち「成長した子供の介入」を知る必要があった。これは、IVで取り上げる。

以下は世代間の違いを数字で示したものである。2009年1月から6月の間に、韓国家庭法律相談所(한국가정법률상담소)のサイバー相談

に寄せられた離婚相談を「年齢別」、すなわち50歳代(BB女性)と20、30歳代(若年女性)で二つの年齢グループに分けて、「離婚する時・理由」を比較した⁽⁷⁾。各年齢に生存型離婚(「積み重ねによる脱出」または「切羽詰った脱出」)が、どれほどの比率を占めているかを見た結果、20、30歳代の若年による相談ではどの月も三割以下だったことに対して(表4参照)、BB女性の離婚相談では、86.7%から100.0%までと圧倒的に高かった(表5参照)。表の分類で、生命、生計、住居は「切羽詰った脱出」を決定的離婚原因別

表4、「若年女性」の決定的離婚原因別、相談件数(単位：件)

	計	生存型離婚の合計 =①+②(比率%)	①積み重ねによる脱出	②切羽詰った脱出		
				生命	生計	住居
6月	38	7(18.4%)	2	3	2	0
5月	50	9(18.0%)	4	1	2	2
4月	41	12(29.2%)	6	2	4	0
3月	49	7(14.2%)	4	2	1	0
2月	57	17(29.8%)	4	3	6	4
1月	59	8(13.6%)	1	2	2	3

資料：2009年1月から6月までの間、韓国家庭法律相談所(한국가정법률상담소)のサイバー相談(<http://www.lawhome.or.kr/law1/sub04/list1.asp>)に寄せられた離婚相談の内容から筆者作成。2010年8月30日DL。

表5、「BB女性」の決定的離婚原因別、相談件数(単位：件)

	計	生存型離婚の合計 =①+②(比率%)	①積み重ねによる脱出	②切羽詰った脱出		
				生命	生計	住居
6月	15	13(86.7%)	8	1	4	0
5月	13	12(92.3%)	5	2	4	1
4月	12	12(100.0%)	10	0	1	1
3月	13	12(92.3%)	9	0	2	1
2月	24	22(91.7%)	12	1	6	3
1月	14	13(92.9%)	10	2	0	1

資料：表4と同一のものから筆者作成。

に下位分類したものである。

若年の7割から9割の離婚を占めていたのは、生存と無関係ではあるものの、「配偶者の人格を侮辱するような行為があつた場合」、または「それさえない場合」である。このように生存と無関係な離婚になる原因の一つは、「早期」に離婚したことであった。BBの場合には、「長引く不和」によって次々と新しい事件が招かれていた側面をもつ。若年に比べて「生存型」の割合が高いことが特徴だったが、それだけではなく「積み重ねによる脱出」の比率は生存型離婚の中でも特別高かった。一方で、若年は生存に関わる事件が起これば、一回で離婚を決めた。また比較的軽い不和でも、生存が脅かされるほど事態が悪化しない内に離婚を決めた。若年が早い段階で夫婦関係を清算することは、「深刻度が比較的落ちる理由(=生存と無関係な理由)」で離婚を決める現象となって表れたのである。

若年の早期離婚を可能にしていることとして、本論は「妻以外のアイデンティティーに、比重をおくこと」に注目した。次の相談事例から若年が生存と無関係な離婚をする過程、すなわち結婚の外で得られるものが離婚を急がせることがうかがえる。

結婚して間もない頃に開いた店が失敗して、夫はそれから放浪をはじめ、…。しかし、私は書類が整理されていないために(離婚していないために一筆者)、なにをしても自由を感じません。気持ちが常に重いのです。離婚しているわけでもなく、誰かの妻でもないのに自由でもなく、自分のアイデンティティーについていつも悩んでおり、…。彼は口先だけで離婚に合意し、姿を現さないので、どうすれば離婚ができるかを問い合わせるために…。⁽⁸⁾

強いて離婚理由を言えば「扶養放棄」である。しかし決定的に離婚を決めた理由は、書類上の束縛された身分から自由になりたいとのことだった。言ってみれば、夫は酒乱や不倫、暴力などに走ることもなく、妻子の名義で借金を作つてはほつたらかすといった、常識外のことをしているわけではない。離婚してすぐよくなることはなにもないことが、BB女性の離婚理由との違いである。

このように、一方では結婚の「外側」、すなわち妻以外のアイデンティティーから得られるものを追い求めるといった、個人的欲望による離婚がなされ、他方では主に結婚の「内側」から家族の解体危機が生じ、それを防ぐための脱出離婚がなされていた。離婚の原因における「内側」と「外側」のバランスが世代によって激しく変化していき、BBの「脱出」離婚と若年の「自己実現」離婚が韓国で同時に行われていたのである。

III. 通貨危機によって触発された生存型離婚

婚

シン(신)によれば、1997年12月に始まった通貨危機はすべての階層に経済的な打撃を与えた。財閥企業すら3-4社が破産して倒れていったことが、この時期の状況を物語っている。また、中小企業が立て続けに倒産し、大企業は大量のリストラで生存を図った。従業員が激減したことによって大企業の数は、1996年の618社から2000年には311社にまで減った。そして景気がもっとも悪化した1999年2月には、経済活動人口が251万人も減り、季節を考慮しても156万人が減少していた(신[2004: 221-225])。

貯金が少なく給料も低い低所得層は、失業すると都会の高い生活費のために数ヶ月で貯金がなくなってしまう。生活費をカードローンに頼らざるを得なくなり、利息によって膨らんできた借金は悪循環を招いた。さらに首都圏では全

体人口の4分の1が暮らしており、不況の中でも激しい物価上昇が続くなど、生活費の問題は深刻化した。失業した者や失業同然の建築業に従事する者などは、物価上昇だけではなく「不動産価格の下落」でも家計が破綻していった。それまでは急速な都市化のために、不動産価格の暴騰が続き、いくら貯金をしても我が家をもつ日が遠のいていくばかりであった。そのために、「韓国人の階層は学歴などではなく、親の不動産所有で決まることが多い」(申[2004: 166-172])との分析もあり、一般人は住宅を所有するために銀行のローンで購入した後、利息と元金を払うほうを選んだ。

ローンで家を購入する習慣ができたところで、通貨危機のために収入が激減し、ローンの返済が滞る家庭が多くなる。家を処分せざるを得なくなつたが、その時はすでに不動産価格が暴落し、購入時の半額近くにまで下がった地域もあった。家が売れないばかりか、処分してもローンを返済すれば一銭も残らなくなり、生計までが脅かされる「家計破綻」につながつた。これまで以上のような家計破綻が離婚を招いたと、漠然とした直感のレベルでしか語られてこなかつた。この節では、「離婚につながる家計破綻」の具体的な様子、そしてそこから「離婚届」という生存手段が選ばれていく様子を示していく。

1990年代後半に、BB女性はまだ10歳代の子供を抱えており、被扶養家族の存在が離婚を思い止まらせるどころか、子供のためにも離婚が決められた。次の事例がそれを示している。

夫は事業に失敗し、5億ウォンもの借金が…。私の名義になっている財産は、家の保証金1700万ウォンと、貯金500万ウォンがすべてですが、それまで差し押さえられそうです。今後どうやって生きていくか見当もつかず…学校に債権者が来るのではない

か、子供たちが傷つくのではないか…偽装離婚でもして、子供たちとまず生きるすべてを考えなければならないのではないかと…。⁽⁹⁾

「偽装離婚」は「家族の解体が目的ではなく、借金から逃れるための離婚届」という意味で使われているが、明確な概念の定義が成されてはおらず、偽装を省略して離婚とも言う。この時期の離婚の性格を象徴しており、広く使われるようになった。

「離婚」しようと思っているとの相談には、コメントがたくさん寄せられ、特に中年からの反対意見が多い。しかし、上記のような(偽装)離婚の相談には、結婚や離婚について語るコメントはなかった。10人中6人が、債務者の偽装離婚によって被害を被つた経験をもつ人、または偽装離婚をして他社に迷惑をかけている人を目撲した人であり、逃げないで返済しなさいとの内容だった。しかし、5億ウォンという金額は現実的に逃げたくなる金額である。30歳代男性(大卒)の平均月給が300万ウォン、学校の教師である妻が200万ウォンだったとして、給料の全額を借金返済に充てても10年はかかることになる。我が家をもつこと、老後の計画、子供の教育まで人生の目標や楽しみ全てが失われる所以である。このような現実をよく分かっているためか、それ以外(3人)のコメントには、「どうにかうまく乗り越えられたらいいですね」と遠回りに離婚を支持しているかのような内容が書かれた。また、いつもは「離婚」という言葉に対してアレルギー反応を起こしてきた、中年のコメントから厳しい意見が一つも寄せられていない。このことからもこれまでの離婚が意味してきたこととは異なり、家族の解体として理解されていなかつたこと、そのために離婚のことで反対や批判を受けることはなく、当事者にも自責の念が薄いことを伺うことができ

た。

偽装離婚であることが明らかになれば、厳罰に処されると知られてはいるが、法律専門家からは債権者に対して、「告訴を諦めるように」との助言しか与えられないことが現状である。その理由は、離婚届を提出して別居する夫婦を偽装離婚なのか、本当の離婚なのかと分けることが事実上、不可能だからだった⁽¹⁰⁾。

家族の解体を防ぎ、生存危機から守るために規範による自責・制裁からある程度逃れることができたこと、それだけではなく、取り締まることが事実上不可能なことも加わって、この時期には家族中心主義者の離婚が促されたことが推測可能である。

(偽装)離婚の理由は「巨額の借金」に限らず、「連帯保証」、「株価や不動産価格の暴落」、「住宅ローンの返済不能」などもあったことを事例から確認することができる。たとえば、株投資にはまっている夫が、家以外の全財産を無くしてしまったため、妻は最後の財産である家を守る目的で(家を慰謝料としてもらい、妻が管理するために)離婚することにしたとの内容がそれである。借金があるわけでもなく、夫や父として申し分のない人であるが、離婚でもして手を打たなければ、最低限の住居確保もできなくなるために、一時的対策として選ばれたのである。住宅ローンの返済が不可能になった場合に、利息によって膨らんできたローンから家を守る目的で、家の名義を夫か妻にして離婚をし、他方がローンを背負って逃げ回るとの事例もある。どの事例でも、離婚届の提出をめぐって夫婦が共通の目的をもって合意に至っており、定期的に安否を確認することや家族と会うといった内容が見られる。

BB女性が家族主義者でありながら、しかも40歳代になって未成年の子供をもつ年齢に、離婚ラッシュを起した訳は、「家族主義者であっても離婚届を出す状況」、すなわち家族の生存

危機が2000年前後の通貨危機によって多発したことだった。2000年前後の中年離婚の急増は、危機から家族を守る(生存を守り解体を防ぐ)ことが目的の離婚急増を意味したのである。

IV. 中高年の離婚を促す「家庭内における世代差」一個人主義世代の成長

離婚率・件数は2004年からすべての年齢において減少に転じたものの、それでもBBは若かった頃より高い離婚率をみせている(表1参照)。20、30歳代に離婚せず、通貨危機にも離婚しなかった一部のBBはなぜ、今離婚しやすくなったのか。

一つ目は、不況の影響が遅れて現れることがあった。家計の危機が直接離婚につながらなかつたとしても、状況が改善することなく、いつまでも続きそうな苦痛が家族関係を徐々に蝕んでいった。心身が疲れ果てた家族成員は、逸脱の形でその鬱憤を晴らそうとし、家族関係は悪化の一途をたどる。通貨危機は離婚の直接的理由だけではなく、結婚維持欲によって遅れた離婚(積み重ねによる脱出)にもつながったのであり、この場合、無数の事件中の一つとして解け込んだ形で離婚に影響していた。経済的に致命的な打撃を受けて以来、「10年間も変わらず」との表現がBBの離婚相談に著しく多い。

二つ目のBBの離婚が遅れる理由に、やつとする気になっても手続きの過程で壁にぶつかることがある。離婚とは不名誉なことでもあるために、周囲に知らせず静かに行おうとしてさらに壁が厚くなる。こうして遅れた離婚を50歳前後になって可能にしたこととは、子供の成長であり、成長した子供の介入によって離婚の手続きにおける壁が撤去された。この節は、「成長した子供の介入」についてである。

社会の急激な変動は親子関係にも葛藤を招きかねないが、一方では協力し、また影響を与え合う側面ももっていた。BBのアイデンティ

ティーの大部分が家族員としての役割であることを考えれば、中年になって(死や加齢で)親兄弟から受ける影響が減り、成人した子供が母に与える影響が増大することを想像することは難しくない。

通貨危機以後に主に見られる「積み重ねによる脱出」は、「決定的な」離婚理由が不明瞭であることが特徴だった。それは事件が発生した時に離婚するのではなく、「子供が成長した時」の方が離婚の時期に大きく影響しているからである。次の事例が事件発生からかなり遅れた時期に離婚する背景に、子供の成長と介入があつたことを示している。

結婚して間もない頃に夫は事業をおこしたのですが、すぐ倒産して家も差し押さえられたので、義理の両親と同居を…。夫はその頃から無職のまま、変な行動を…。私が黙って買い物にでも出かけた日には、家にあるものをなんでも投げつけ、私は顔をひどく殴られることもあり…。ガラスもしょっちゅう割るので、私は手を切られ、数十針縫ったことも…。私は子供たちを連れて家を出て…。生活が苦しくなったので、子供たちを夫の実家に送りました。幸い夫の実家は富裕層だったので。別居をはじめてからずいぶん長い歳月が…、大きくなった子供たちのほうから私のことを心配して、離婚しなさいと急かすのです。⁽¹¹⁾

子供が書き込んだ相談には、子供が離婚するように説得を続けても「母がただ黙って応じない」との内容が多い。その一方で上記のように、子供が要求したら「母はすぐうなづいてくれました」、「応じてくれました」といった、明らかに子供の声かけによって行動が可能な母が少なからずみられた。離婚するBBの状況が生存と関わっていたために、子供たちの協力・介入を

特に得やすかったと思われる。

20、30年の時の隔たりをもって生まれた子供たちと親(BB)の世代差は、具体的に次のように表れ、親の離婚に影響していた。第一に、「蓄妾制度」に対する無理解である。有名無実の正妻である母が正妻の座を守ろうとして、法律上の結婚維持をする一方で、子供は離婚することによる実質的な利益を優先した。離婚すれば、母子手当をもらえることや住居の確保において有利であることなどである。一方で、法律上ではただの同居人である母、いわゆる「妾」の子供たちは、自分の母が「事実上の妻」であると主張し、「前妻の意地悪で父が離婚していない」などと正妻との離婚、そして自分の母の法律上の結婚に力を入れる。

第二に、苦しみつつ結婚を守ってきた母に対する「恩返し」、または「親孝行」として母を離婚させたいという認識である。両親が墓まで連れ添うように手助けすることが、子供の道理であると見なす考え方はいまだ一部では存続している。しかしその一方で、若年、そしてBBの子供に「結婚維持主義」、または「家族中心主義」に基づく親孝行観は見られず、「恩返しとして離婚させる」といった表現が目立つ。30、40歳代による書き込みには「親の離婚を望むのは、子供として道理ではないと承知していますが」といった内容も見られる一方で、「母のために」離婚させたいと書く人もおり、私のために犠牲して生きてきた「母への恩返し」として離婚させるといった正反対の内容までが、共存していた。そこからは、韓国の激動する現代歴史を反映して、「子供としての道理」や「親孝行」についての観念も急変してきたことをうかがうことができる。

第三に、「象徴的必要性の消滅」である。従来母子家庭で育てられた子供に対する偏見が激しかったために、実質的には意味のない親であっても、象徴的に必要とされた。一方で、そ

のような考え方を拒む態度がBBの子供に表れている。「親(主に母)のために」離婚を手伝うと言った意見が多い中で、中には子供自身に被害が及ぶ、または親に対する期待に背かれたことに腹を立てて、「父との絶縁」をしたい時に親の離婚を手段とすることである。親の夫婦仲はとっくに壊れており、解体していたが、それだけでは離婚届の提出を促さず、決定的には子供自身にも被害が及ぶ時に親の離婚を促した。

「親子絶縁」に積極的であることには、時代の変化を感じざるをえない。従来は「絶縁」とは目上の人人が目下の人に宣告することであり、目下の人人が願い出ることではなかった。親が子供に対して「戸籍から除籍する」と脅かし、実際絶縁を宣告する事を見ることは難しくなかつたが、子供たちはできの悪い親を宿命として生きていたのである。現在の法律にもこのような価値観は反映されており、親は子供を戸籍から外すことや、養育を放棄することが制度上で整備され、また責任を問われることがないといった側面を多くもつ。一方で子供は親に対する扶養責任から逃れることができず、暴力が行われた場合にも子供が親に対して行った場合だけが厳しく処罰される。このような過去の時代の価値観を引きずった制度に、子供たちは納得せず、親の離婚に協力して自分も嫌いな親の戸籍から

出てくるといった方法が見つけ出された。BBが多産多死の時代に「労働力としての子供」として育てられたならば、その子供たちは教育や扶養において、子供としての権利意識のほうが強くなっていたのである。

最後に、情報力の差である。「母にはワープロができないので」、「母がやっと脱出を決めたようです。離婚関連法を調べるように頼まれて」、「母は学校に行ったことがなく、子供である私が代わって調べています」、「先日母に…離婚したいのだが、父が応じず離婚する方法が分からないと」など母に情報力を頼りにされていることである。BBの子供はほぼ100%高卒以上の学歴をもち、インターネットの使用率も100%に達していた。

以上のような、子どもが成長するにつれて親の離婚に協力するようになっていたことを、間接的に示すデータがある。『韓国家庭法律相談所(한국가정법률상담소)』のサイバー相談に寄せられた、BB女性の離婚相談件数で「本人」によるものと「子供」によるものの比率が、2001年(上半期)と2009年(上半期)で異なることが分かった。「子供」による相談が全体で占める比率は63.5%から80.4%へと上昇したのに対して、「本人」による相談が36.5%から19.6%へと減少している。つまり、40歳代の時に離

表6、BB女性の離婚相談件数中、子供によるものの比率(単位：%)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	平均
2001年度	75 (20件中)	57.8 (33件中)	62.9 (35件中)	57.7 (26件中)	66.7 (47件中)	53.1 (39件中)	63.3
2009年度	78.6 (14件中)	81.3 (32件中)	91.4 (23件中)	89.5 (19件中)	71.4 (21件中)	76 (25件中)	80.4
2001年比	+3.6	+13.5	+28.5	+31.8	+4.7	+22.9	+17.1

資料：2001年と2009年の上半期に『韓国家庭法律相談所(한국가정법률상담소)』のサイバー相談(<http://lawhome.or.kr/law1/sub04/list1.asp>)に寄せられた離婚相談の内容から筆者作成。2010年8月30日DL。

婚したBBは36.7%が自分で情報を調べていたが、50歳代になって離婚するBBはその半分に減って、19.6%だけが自分で調べており、その他は子供に情報を調べてもらっていた(表6参照)。もちろんこれらの数字には「離婚してほしいと言っても母が応じない」といった、子供による「愚痴」相談は除外された⁽¹²⁾。

50歳代の年齢になっても精力的に無料離婚訴訟についての情報を集め、一人で手続きを行う女性もいるが、しかしそのようなケースでさえもより詳しく見ていけば、情緒や情報といった面で家族の同意と支持、または助力がその背景にあった。

本論が二つ目の課題としたことは、長年にわたって関係の破綻、または解体を経験していく離婚しなかった世代が、これまでと同じ状況でありながら50歳前後になって、「なぜ今なのか」と思わせる離婚をする訳を知ることだった。離婚の高齢化をもたらしたBBの中高年離婚、すなわち「いまさら脱出が可能な訳」とは、結婚に対して激しい世代差をもつ親子のコンビネーションだったのである。規範・現実の両面で離婚にアクセスすることが困難な世代であるBBによって、離婚が先送りにされてきた

家庭が多く存在し、そこで個人主義的性向をもつ子供が成長して親の離婚を可能にすることで、やっと離婚につながったのである。

V. 結び

本論の目的は韓国BB女性の「離婚する時・理由」を突き止めることによってまず、家族主義であるにもかかわらず、(通貨危機に)離婚率を急上昇させた訳を知ることだった。次に、通貨危機以後も50歳前後になって離婚をし、離婚の高齢化をもたらす訳を知ることだった。

離婚する理由とは、家族主義者らしい理由、すなわち「生存の危機、それによる家族の解体危機」に直面した時に、それを防ぐ目的であることが分かった。通貨危機には「家族を守るために離婚」の必要性が発生したために、BBは20、30歳代にもしなかった離婚に踏み切ることができたのである。そして通貨危機以後には、個人主義化して育った子供の介入が親の離婚を促す結果になった。子供の成長によって加齢が必ずしも離婚の邪魔になるのではなく、促す側面をもった。そのために離婚の直接的理由が見つかからず、しかも高齢離婚という不思議な現象になって表れているのである。

註

1. 1956-1960年に出生した女性が30-34歳だった時に、未婚率は5.6%しかなかった。(韓国統計局のサイト「人口総調査1990-性別/年齢/婚姻状態別人口」から筆者計算)
2. 「만약 남편이 바람피는게 확실하다면! 주부님들. 어떻하실꺼예요」『10in10-맞벌이 부부의 삶』 2009, 06, 25. 2010年8月30日DL。原文は筆者によって削除されている。
3. 1951-60年に出生した女性の平均学歴は9.4年。(통계청[1993]『한국의 사회지표』, 한국여성개발원[1994: 표3-1-1]から再引用)
4. 「検索番号46740」『10in10-맞벌이 부부의 삶』 2004, 05, 22 (<http://cafe.daum.net/10in10>). 2010年8月30日DL。
5. 家の所有者に一定の金額(高額)を預け、明け渡す際には全額を返済してもらう制度。月々支払う必要がなく、預けた金額は家を借りた人の財産としてあり続ける。
6. 「相談番号17896」『한국가정법률상담소』 2009, 06, 04 (<http://lawhome.or.kr/law1/sub04/list1.asp>). 2010年8月30日DL。

7. 2009年当時50歳代をBBとし、不和の具体的な内容が書かれており、離婚がほぼ決まっているとするものだけを分析対象にした。BBが直接寄せた相談には、離婚せず、状況を変えられる方法についての問い合わせが多く、子供によって寄せられている場合には、母が離婚しないことについて愚痴るものが多いために、かなりの数が除外された。また、少数ではあるが再婚のケースも除外した。
8. 「相談番号17923」『한국가정법률상담소』2009, 06, 08 (<http://lawhome.or.kr/law1/sub04/list1.asp>). 2010年8月30日DL。
9. 「검索番号86852」『10in10-맞벌이 부부의 삶』2005, 04, 01 (<http://cafe.daum.net/10in10>). 2010年8月30日DL。
10. 「채무자가 돈을 안값기 위해 위장이혼하고, 와이프에게 위자료로 주었다고 억지부리는데... 방법이 없나요?」2009, 08, 30『다음전문지식』(<http://k.daum.net/qna/list.html?category>)。2010年8月30日DL。
11. 「相談番号16603」『한국가정법률상담소』2009, 01, 09 (<http://lawhome.or.kr/law1/sub04/list1.asp>). 2010年8月30日DL。
12. 表6では2001年、そして2009年共に「誰が書き込みを行っているか」に焦点を当てているために、離婚理由について書かれていらないものや再婚も件数に含まれている。本人と子供以外の人、たとえば兄弟などによって寄せられている物は除外されている。

文献

日本語・英語

- Edmunds, June and Bryan Turner (2002) *Generations, culture and society*, Buckingham: Open University Press.
- 金芝姫(2009)「韓国ベビーブーム世代女性の離婚」東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻修士論文.
- Goode, William J (1956) *Divorce in Women*, New York: Free Press.
- Goode, William J (1963) *World Revolution and Family Patterns*, New York: Free Press.
- Goode, William J (1993) *World changes in Divorce Patterns*, New Haven; London: Yale University Press.
- 瀬地山角(2001)『東アジアの家父長制』勁草書房.
- Trent, Katherine and Scott J. South (1989) "Structural Determinants of the Divorce Rate: A cross-societal Analysis," *Journal of Marriage and the Family*, 51: 391-404.
- Lukes, Steven (1973) *Individualism*, Oxford: Blackwell. =(1981) 間宏(監訳)『個人主義』御茶の水書房.

韓国語

- 김혜련(1995)『여자의 이혼 남자의 결혼』또하나의 문화.
- 곽배희(2005)『결혼에 간한 여자들』친구미디어.
- 노동청(1973)『여성노동자 실태조사 보고서』.
- 신광영(2004)『한국의 계급과 불평등』을유문화사.
- 조한혜정(2002)『성찰적 균대성과 페미니즘』또하나의 문화.
- 변화순외(2007)『여성정책전략센터자료집』여성가족부 여성정책본부 정책기획평가팀.
- 통계청(2000)『지역·정보화·행정구역·성별·연령·인터넷활용상태별인구』.
- 통계청(2005)『1970년 이후 혼인이혼 주요특성 변동추이』.
- 한국사회문화연구원(1999)『한국의 중산층위기와 가족해체』.
- 한국여성개발원(1994)『여성통계연보』.

受稿2010年7月2日／掲載決定2010年9月14日